

**ツルハドラッグ栗原若柳店の届出概要について**  
**(法第5条第1項 新設)**

資料6

- 1 届出者 株式会社ツルハ
- 2 届出年月日 令和5年9月4日
- 3 店舗の名称 ツルハドラッグ栗原若柳店
- 4 店舗設置者 株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩  
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 5 店舗所在地 栗原市若柳字川南堤通21番地1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ツルハ	1,177.17㎡	食料品, 医薬品
計	1,177.17㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和6年5月5日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 44台 (指針による必要台数: 44台)
  - (2) 駐輪場の収容台数 20台 (指針による参考台数: 11台)
  - (3) 荷さばき施設の面積 55㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6.62㎡ (指針による必要容量: 5.48㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前7時から午前0時まで
  - (2) 駐車場の利用時間帯 午前6時30分から午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
  - (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
  - ・公告年月日 令和5年9月26日
  - ・縦覧期間 公告の日から令和6年1月26日まで  
(公告の日から4か月間)
  - ・地元説明会 令和5年10月17日
  - ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和5年11月17日
  - ・市町村等からの意見書提出期限 令和6年1月26日 (公告の日から4か月以内)

・県の意見の通知期限 令和6年5月4日（届出の日から8か月以内）

## 住民説明会の実施状況

開催日時	令和5年10月17日（火）午後6時から午後7時まで
開催場所	栗原市若柳公民館 栗原市若柳字川北古川83番地
出席人数	4名

質問事項	設置者の回答内容
近くに店舗があるが移転になるのか。	店舗移転を考えております。 →指針の対象外
移転後の空き店舗はどのようになるのか。	建物の所有者が別になりますので、移転後については建物所有者の判断となります。 →指針の対象外
生鮮食品は置くのか。	肉類や野菜類のみ若干ではありますが置く予定です。 →指針の対象外

## 栗原市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
廃棄物に関する事項 栗原市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って適切に対応されたい。	廃棄物の処理にあたっては、関係する法令や条例に従い適正に行います。 →県の意見は不要
騒音に関する事項 騒音規制法及び宮城県公害防止条例に従って適切に対応されるとともに、地域住民等から公害苦情が発生した場合には、事業者の責任において速やかに対応されたい。	騒音規制法等の関係法令を遵守するとともに、地域住民から公害苦情が寄せられた場合は、速やかに対応するようにいたします。 →県の意見は不要

## 地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

## 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社ツルハ	
届 出 年 月 日	令和5年9月4日	
店 舗 名 称	ツルハドラッグ栗原若柳店	
所 在 地	栗原市若柳字川南堤通2 1 番地 1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p style="text-align: center;">夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点付近において、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地するなどした場合には、騒音防止について適切な対策を講じるよう配慮願います。</p>	